株式会社ヒューテックノオリン

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

		2024年7月1日現在
	内 容	活動報告
(1)	輸送の安全に関する基本方針	貨物自動車運送事業に携わる当社およびグループ関係会社の使命は、「安全」「迅速」「確実」にお客様の商品を無事故で輸送し、その社会的責任を果たすことである。 当社およびグループ関係会社は、「安全の確保を全ての業務の基本とする」という経営理念に基づき、交通事故ならびに労働災害事故を撲滅するため全力を傾注する。これらの事故は事故の当事者および家族に人的、物的、精神的損害を与えるだけでなく、顧客や会社の信用を失墜させ、会社の存続をも危うくすることになる。 当社およびグループ関係会社は、安全基本方針の円滑な運用を図るために「安全管理規定」を制定し、以下のことを実施する。 1. 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を各部署へ徹底する。 2. 安全方針を設定し各部署に周知する。 3. 安全方針に沿って具体的な施策を実施するために各営業所にて安全目標を設定する。 4. 重大な事故等への対応を確実に行う。 5. 運輸安全マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するとともに、輸送の安全を確保するために必要な経営資源(人員、情報、設備等)を提供する。 6. 運輸安全マネジメントシステムを定期的に見直しすることで継続的な改善を行う。
(2)	輸送の安全に関する目標設定	2 0 2 4 年度 安全目標 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する 1、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保を徹底する 1、関係法令等の遵守 (1) 運輸安全マネジメント要求事項に対し、管理体制を整え、関係法令などを遵守すること。 (2) 残留アルコール検出者の根絶に向けた取り組みを推進すること。 (2) 残留アルコール検出者の根絶に向けた取り組みを推進すること。 (2) 有責事故の発生件数を2023年度実績に対し50%以下とする。 (2) ヒヤリハット情報の収集、ドライプレコーダー映像の検証を実施し、実効性のある予防措置、 (3) 安全重制帯導項目にある重大事故、発生頻度の高い構内事故の削減について、具体的な対策を講じること。 (4) 乗務員から積極的にヒヤリ・ハットを提出させ、その情報をKYTや予防措置等につなげ、 有責事故防止に役立てること。予防措置は、四半期ごとに報告すること。 (5) 厳正なる点呼執行の標準化をはかるため、配布された教育用DVDをもとに教育すること。 (6) 匯動会安マネジメントで定めた年度目標および実行計画、年間教育計画を選帯なく実施すること。 (7) 随観時無呼吸症候群が運転および健康に与える危険性などについて指導すること。SAS簡易検査の結果、「精密検査を要す」となった乗務員を専門病院受診を指示すること。 3. 自然災害への対応 (1) 運輸防災マニュアルに基づく取り組みを推進すること。 (2) 各営業所が祝災する可能性がある自然災害を把握し、そのリスクを評価し、対策を策定する。計画的に教育と実地訓練をおこなう。 4. 内部コミュニケーションの充実 (1) 輸送の安全、関係法令の遵守、職場環境の向上などに関し、乗務員同士が意見や要望を発することのできる機会を設けること。 5. 利害関係者からの安全に関する要望、苦情の撲滅 (1) 運転クレーム(マナー、モラル)を発生させないこと。
(3)	貨物自動車運送事業法第二十四条の三 で定める輸送の安全に係る情報	2022年度 →発生無し 2023年度 →1件 2023年8月8日 有責死亡事故発生(栗橋営業所)
(4)	輸送の安全に関する組織体制及び 指揮命令系統	安全管理体制(安全管理組織図) 代表取締役社長 安全統括管理者 運行管理者・整備管理者

輸送の安全に関する重点施策を以下の通り定める。 1. 輸送の基本に関する基本的な方針(三条)に基づき、次に掲げる事項を行	
/ a \ +\\\\ a \ -\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	う。
(1)輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令およ	び本規程に定められた事項を遵守すること。
(2)輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよ	う努めること。
(3)輸送の安全に関する重点施策 (3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置	を講じること。
(4)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報	報を伝達・共有すること。
(5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、	これを的確に実施すること。
2. グループ企業が密接に協力し一丸となって輸送の安全性の向上に努める。	
3. 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を	阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約
を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請事業者の輸	送の安全の向上に協力するよう努める。
2024年度 教育訓練計画は以下の通り実施する。	
【管理者教育・会議】	
運行管理者教育 (C&F安全管理部主催)	〈2023年度 実績 12名〉
	〈2023年度 実績 12名〉
	〈2023年度 実績 33名〉
	〈2023年度 実績 29名/回〉
【安全実技研修】	
	〈2023年度 宝績100名〉
(6)	〈2023年度 実績 3名〉
	〈2023年及 天順 3石/ 〈2023年度 実績 4名〉
	〈新規取り組み〉
【乗務員教育】 	/0.000 htt that 1.00 h
	〈2023年度 実績 122名〉 (2023年度 実績 122名〉
V 77.5.2.1.1.1.1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	〈2023年度 実績 78名〉
優良乗務員育成プロジェクト(各店所実施、C&F安全管理部サポート)	〈新規取り組み〉
事故・労災等に関する報告連絡体制を運輸安全マニュアルに定める。	
1. 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号 運行管理規程参照))に定める事故・災害があった場合は、
報告規則の規定に基づき、国道交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。 (7) 事故・災害等に関する報告連絡体制	
2. 事故・災害が発生した場合における報告連絡体制の詳細を別紙に定める。	
3. 事故・災害等に対する改善については、第十六条に基づき実施する。	
1. 店所・センター長は、「運輸安全教育・訓練計画書」に基づき自部署の輸入材育成のための教育・訓練の具体的計画を毎年3月に策定し、確実に実施の安全教育・訓練には以下のものがある。 (1)運転者に対する法で定められた教育・診断 ①初任運転者に対する特別な指導・診断 ②事故惹起者に対する特別な指導・診断 ③高齢運転者に対する特別な指導・診断 ④一般的な指導及び監督(法定12項目教育) ※貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針の改	施する。
(8) 輸送の安全に関する教育・訓練 ※①~④の実施手順については、運輸安全マニュアルに定める。 (2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般) (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。)	を立てて実施する。)
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・3 2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所)	を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・ 2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所) 上記を踏まえた処置内容 内部監査による指摘件数33件(を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・ 2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所) 上記を踏まえた処置内容 内部監査による指摘件数33件(を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。 前年差-11件)
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・ 2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所) 上記を踏まえた処置内容 内部監査による指摘件数33件(2022年度 (10) 輸送の安全に関する予算等の実績額 (1) 安全に係る機器、設備費 11,8	を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。 前年差-11件)
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・ 2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所) 上記を踏まえた処置内容 内部監査による指摘件数33件(2022年度 (10) 輸送の安全に関する予算等の実績額 (10) 輸送の安全に関する予算等の実績額 (10) ないの安全に関する予算等の実績額 (11) 安全に係る機器、設備費 11,8	を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。 前年差-11件)
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・ 2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所) 上記を踏まえた処置内容 内部監査による指摘件数33件(2022年度 (10) 輸送の安全に関する予算等の実績額 (2) 安全に係る機器、設備費 (1) 安全に係る機器、設備費 (2) 安全に係る研修、教育費、厚生費 (1) 5	を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。 前年差-11件) 90千円
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回(過去行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所) 上記を踏まえた処置内容 内部監査による指摘件数33件(では、10) を対している。 (10) 輸送の安全に関する予算等の実績額 (2022年度 (10) 安全に係る機器、設備費 11,8 (2) 安全に係る研修、教育費、厚生費 11,5	を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。 前年差-11件) 90千円
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・ 2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所) 上記を踏まえた処置内容 内部監査による指摘件数33件(2022年度 (10) 輸送の安全に関する予算等の実績額 (2)安全に係る機器、設備費 (1)安全に係る研修、教育費、厚生費 (1) 安全統括管理者	を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。 前年差-11件) 90千円
(2) 添乗指導(新規採用時・事故発生時・50歳以上・65歳以上・一般: (3) 新規採用者教育 (4) 事故惹起者教育 (5) 適性診断(法定以外は、一般運転者に対して3年に1回以上予め計画 (6) 危険予知訓練 (7) 個人面談 (8) 運転記録証明書(自動車安全運転センター発行のものを年1回〈過去 行いその内容を記録する。) (9) その他の教育・訓練 3. 店所・センター長は、輸送の安全に関する教育・訓練を「運輸安全教育・ 2023年度 (4月~3月) 監査実施部署数 33部署 (全事業所) 上記を踏まえた処置内容 内部監査による指摘件数33件(2022年度 (1) 安全に関する予算等の実績額 (1) 安全に係る機器、設備費 11,8 (2) 安全に係る機器、設備費 11,5 (2) 安全に係る研修、教育費、厚生費 11,5 (安全統括管理者) 取締役開発事業部長 本間 尚(2022年6月14日選任) (7安全管理規程)	を立てて実施する。) 5年分〉取得し、事故・違反内容の確認及び指導を 訓練実施記録書」等に記載し維持する。 前年差-11件) 90千円